

県内で生産される新エネルギー・省エネルギー製品のデータベースの更新及びPR業務委託仕様書

県内で生産される新エネルギー（以下「新エネ」という。）・省エネルギー（以下「省エネ」という。）製品のデータベースの更新及びPR業務委託募集要領（以下「募集要領」という。）に定める業務内容は、次のとおりとする。

なお、応募者は、本仕様書を満たす限りにおいて、自由に企画提案を行うことができるが、その際には募集要領の諸条件を遵守することとする。

1 業務内容

(1) 県内で生産される新エネ・省エネ製品のデータベースの更新

平成22年度にデータベース化した県内で生産される新エネ・省エネ製品の情報を定期的に確認し、データベース上の情報を可能な限り最新の状態にすること。

ア 対象製品

県内に事業所を有する者が、製造又は加工の全部又は一部を県内で行ったものとする。ただし、農林水産物及び農林水産物の加工品は含まないものとする。

イ 分野（新エネ、省エネ）

新エネとは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条により「新エネルギー利用等」として国によって指定された以下のエネルギー源をいう。

〔再生可能エネルギー（自然エネルギー）〕

- ・ 太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、雪氷熱利用、バイオマス発電・バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、中小水力発電（出力1,000kW以下のもの。）、地熱発電（バイナリー方式でアンモニア水、ペントタン等を利用する発電に限る。）

〔再生可能エネルギー（リサイクル・エネルギー）〕

- ・ 廃棄物発電・廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー

- 〔従来型エネルギーの新しい利用形態〕
- ・ 燃料電池、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車

省エネとは、より少ないエネルギーで同じ社会的・経済的効果を得られる場合のことをいう。

ウ 製品の規格

製品名、機種名（型番）、製造又は加工する事業者名などを整理すること。

エ 連絡先

製造又は加工する事業者の住所（所在地）、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、URL、連絡責任者（団体の場合）などを整理すること。

(2) 県内で生産される新エネ・省エネ製品のPR

以下のとおり、展示会を企画し、これに基づき展示会を運営すること。

ア 展示会の企画運営

県内の5箇所以上で新エネ・省エネ製品を活用し、次世代のライフスタイルが体感できる展示会を開催すること。なお、展示会場には、展示製品の概要、市場価格、問い合わせ先等の説明ができる者を常駐させること。

開催場所は、ショッピングセンター、家電量販店、次世代エネルギーパーク（クックラひるがの、花フェスタ記念公園）等、多数の人々の入場が見込める施設とすること。

展示期間は、1箇所当たり1週間以上とすること。

イ 展示方法

県民に興味・関心を持ってもらえるような効果的な展示を行うこと。

ウ 展示会の広報

展示会の広報を実施し、集客を図ること。

(3) 受託金額の提案

上記業務に関する受託金額について積算根拠を明示しながら提案すること。

その際、金額の上限は3,500,000円（消費税及び地方消費税込み）とする。

2 実績報告書の提出

事業完了後、実績報告書を提出すること。ただし、県内で生産される新エネ・省エネ製品のデータベース化したデータは、岐阜県地球温暖化防止活動推進センター（以下「温暖化防止センター」という。）の指示により、別途提出すること。

- ・ 実績報告書 3部
- ・ 実績報告書の電子データ（CD、USBメモリ等） 1部

3 その他留意事項

データベースの更新は、温暖化防止センターホームページを参考にすること。

最終的な業務内容は、提案内容を基に、詳細な打合せを行い、温暖化防止センター及び受託者双方合意の上、決定することとする。